

会津地方でこの栽培・缶詰加工・販売業を営み、平成28年分まで原発事故と相当因果関係のある範囲の営業損害（逸失利益）の賠償を受けていた申立人について、平成28年末までには事実上廃業状態に至ったとして、缶詰加工場の諸機材及び平成21年に実施した缶詰加工場の改修工事の残存価値分（経過年数を考慮し、諸機材については取得価額（立証の程度を考慮し申立人主張の金額の7割とされている。）の2割、缶詰加工場の改修工事については工事価格の7割）に原発事故の影響割合を考慮し更に4割を乗じた金額が営業損害（廃業損害）として賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

- (1) 廃業損害
- (2) 本件和解仲介に関する弁護士費用

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目に対する和解金として、下記のとおり、合計金654,092円の支払義務があることを認める。

記

- |                     |           |
|---------------------|-----------|
| (1) 廃業損害            | 金635,040円 |
| (2) 本件和解仲介に関する弁護士費用 | 金19,052円  |

### 3 支払方法

(省略)

### 4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）・押印の上、申立人が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和2年10月12日

（仲介委員 水野 賢一）